日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト推進協議会会則

（目的)

第１条　この会は、伊勢原ゆかりの特産品及びみやげ品等の販売促進を図り、市内産業の振興と伊勢原市のシティプロモーションに寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この会は、日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト推進協議会（以下「本会」という）と称する。

（事務局）

第３条　本会は、事務局を一般社団法人伊勢原市観光協会（伊勢原市伊勢原１丁目1-5　小田急マルシェ２階）内に置く。

２　事務局は本会の会計事務を遂行する。

（組織）

第４条　本会は、日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト（以下「うまいものセレクト」という。）に認定登録された者（以下「会員」という。）をもって組織する。また、伊勢原市の観光及び農業を所管する部署、伊勢原市日本遺産協議会と連携を図る。

（会員）

第５条　会員は、次のとおり一般会員及び登録会員に区分する。なお、会員の区分の選択は、会員から事務局への申告によるものとする。

(1) 一般会員は、うまいものセレクトの名義使用及び出張する場合の物産販売手数料を２０％とする。

(2) 登録会員は、うまいものセレクトの名義使用のみとする。

２　会員の年会費は、次のとおりとする。なお、年会費は、毎年４月１日から翌年３月３１日までのものとする

一般会員　５，０００円／年

登録会員　１，０００円／年

３　会員は次の責務を果たさなければならない。

(1) 会員は、一般社団法人伊勢原市観光協会に入会するとともに、シティプロモーションの必要性を理解し、市内外で開催される各種行事、宣伝活動等に積極的に参加するものとする。

(2) 会員は、認定品の品質の維持向上に努め、うまいものセレクト全体の信頼性の確保に努めるものとする。

(3) 会員は、認定品の品質や流通、販売等における事故等が発生した場合は、直ちに事務局に報告するものとする。

（事業）

第 6 条　本会は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 「うまいものセレクト」の認定審査

(2) 「うまいものセレクト」に関する調査研究及び情報交換

(3) 「うまいものセレクト」の紹介宣伝及び販売促進活動

(4) その他、目的達成のために必要な事業

（役員）

第 7 条　本会の事業を執行するため、次の役員を置く。

(1) 会　長　１人

(2) 副会長　２人以内

(3) 監　事　１人

２　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行しがたいときは、これを代理する。

４　監事は、本会の会計及び事務の内容を監査する。

（役員の選出）

第 8 条　役員は、会員の互選により選出するものとする。

（役員の任期）

第 9 条　役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

（会議）

第 10 条　協議会は、毎年１回全体会議を開催する。ただし、臨時に開催する必要がある場合は、会長が招集することができる。

２　協議会は、役員及び会員の参加をもって開催とし、会長は議長となる。

３　協議会の議事は出席者の過半数をもって決する。

４　協議会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) 予算及び決算の承認

(3) その他会長が付議した事項

（会計）

第１１条　本会の経費は、会員の年会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

２　会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

３　経費に残額がある場合は、これを次年度の経費として繰り越す。

（審査会）

第１２条　会長は、うまいものセレクトの認定について、日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト認定要綱に基づき、必要に応じて審査会を設置する。
２　会長は、必要に応じて審査員を招集することができる。
３　審査会の審査員は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 伊勢原市観光協会会長
(2) 伊勢原市商工会会長
(3) 伊勢原市経済環境部長
(4) 伊勢原市農地利用担当部長
(5) その他本会が特に必要と認めたもの
４　審査員の中で審査委員長を互選する。
５　前項で選出された審査委員長は、審査会の進行、取りまとめを行い、審査の結果を会長に報告する。

（認定品の決定）
第１３条　前条に基づき報告された審査結果に基づき、会長は認定品を決定する。
２　会長は、認定品を決定したときは、伊勢原市日本遺産協議会に認定証交付に係る必要事項を報告する。
３　前項の報告に基づき、伊勢原市日本遺産協議会は認定証を交付する。

（委任）
第１４条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が本会に諮り定めるものとする。

附　則
この会則は、平成３１年１月２８日から施行する。

この会則は、日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト運営委員会を廃止し、令和8年7月1日から施行する。